

# 貸付申込説明書

■申込期限 毎月15日必着（休祭日の場合は翌営業日）

■送金日 翌月21日（休祭日の場合は翌営業日）

※貸付申込書類に不備等がないか、必ず確認してください。（チェックリストをご活用ください。）

※提出期限に間に合わなかった場合は、申込を受け付けることが出来ませんので、期限に余裕をもって提出してください。

■提出先・問い合わせ先

〒260-8619 千葉市中央区市場町1-1

公立学校共済組合千葉支部 経理・貸付班

TEL:043-223-4122（直通） FAX:043-227-5409

《目次》

1. 貸付申込の流れ	p1
2. 貸付種別等	p2
3. 申込方法等	p3~6
4. 貸付利率	p6
5. 貸付保険	p6
6. 団体信用生命保険制度	p7~8
7. 住宅貸付等の借受後に行う報告	p8~10
8. よくある質問（Q&A）	p10

令和5年8月

## 1. 貸付申込の流れ



組合員

- 1 組合員は、所属事務担当者より貸付申込書をもらい、必要書類をそろえて所属事務担当者に提出する。(公共済への提出は所属が行います。)

★所属で申込書を持っていない場合

公立学校共済組合千葉支部 貸付班 あてに返信用封筒+貸付申込書の種別・必要部数を書いたメモを添付し、申込書を請求してください。

重さ目安

- 一般等申込書1セット → 約41g
- 団信申込書1セット → 約81g
- 住宅(団信达)1セット → 約131g

所属

- 2 所属は、組合員から提出された申込書類の確認後、所属所長の公印を押し、速やかに公立学校共済組合千葉支部あてに提出を行う。

※個人情報を含むため、普通郵便以外の方法で提出してください。

《公立学校共済組合への提出期限:毎月15日締切》

\*15日が休祭日の場合は、翌開庁日締切



所属事務担当者は申込書の確認後、所属事務担当者確認欄に押印するケロ!

公共済

- 3 所属所から提出された書類の審査・決定

- ① 貸付決定通知書・償還表等の送付(申込月の翌月10日頃発送)
- ② 資金の送金(申込月の翌月21日)\*21日が休業日の場合は、翌営業日

組合員

- 4 貸付月の翌月から組合員の給料から控除開始

- 給料から控除できなかった場合は、所属あてに納付書等を送付します。(控除不能者)
- 納付書等の送付先を所属ではなく自宅に変えたい場合は、「様式第40号 貸付金償還金の振込書等の送付依頼書」を貸付班あてに提出してください。

## 2. 貸付種別等

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額	償還回数
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	給料月額×3/10×残任期月数 ただし、200万円まで	残任期月数以内
住宅貸付	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額 ただし、1,800万円まで	360回以内
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	住宅貸付に係る貸付限度額の2倍に相当する額 ただし、1,900万円まで	360回以内
介護構造部分に係る貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育貸付	組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹で被扶養者でない者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他の教育機関で貸付規則で定めるものに入学者、又はそれらの教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合	550万円	250回以内
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
医療貸付	組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者が療養（高額医療貸付けの対象となる療養を除く。）を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120万円	110回以内
結婚貸付	組合員又は子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
葬祭貸付	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内

### 3. 申込方法等

#### (1) 申込金額

- ① 貸付金の申込金額は10万円単位で申し込むこと。  
\*高額医療貸付・出産貸付は1000円単位、他共済からの借換えの場合は1円単位で申込み可能。
- ② 必要額を超える金額は申込まないこと。



例えば、自動車購入のために一般貸付を借りの場合で、155万円必要だとしたら、150万円までしか申し込むことはできないケロ！

#### (2) 借換え

既に貸付を受け償還中の貸付種別について、更に同一種別の貸付の申込みをする場合、新たな貸付の申込金額から当該貸付種別の未償還元利金を差し引かれた金額が送金されます。

申込みの際は、必要な金額に未償還元利金を加えた金額(10万円未満切り捨て)でお申し込みください。

##### ◆申込額(例)

必要額	+	未償還元利金	=	合計	→	申込金額
500,000円		192,606円		692,606円		600,000円
		(新たに貸付をする月末の残額)				(10万円未満切り捨て)

$$\boxed{\text{送金額}} = \boxed{\text{貸付決定額}} - \boxed{(\text{未償還元利金} + \text{経過利息})}$$

\*借換えをした場合の送金額は、電話にて御連絡いたします。

\*借換えによって消滅した旧債務は、全額繰上償還したとみなします。

##### ◆借入状況申告事項(申告書裏面)記載の注意事項

借換えする種別については、既償還内容(「(1)現在の借入分、①共済・互助会の状況」)の記入は不要です。

##### ◆住宅貸付けを受けている者への住宅災害貸付け

住宅貸付けの償還中に住宅災害貸付けを申し込む場合は、既住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして借換えます。申込金額から既住宅貸付けの未償還元利金が差し引かれます。

#### ◆住宅災害貸付けを受けている者への住宅貸付け

住宅災害貸付けの償還中に住宅貸付けを申込み場合は、別貸付けとなりますが、貸付限度額は、住宅貸付けの規定により算定した貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金を差し引いた額(10万円単位)となります。

### (3) 1回の償還額

---

各貸付種別の償還回数の範囲内で毎月又は毎月、ボーナス併用で償還します。  
設定する償還額、償還回数等は下表のとおり条件があります。

	毎月償還	ボーナス償還
申込金額	各種別の限度額以内かつ必要額以内で10万円単位	貸付金額の2分の1以内で50万円単位(貸付金額が100万円以上の場合のみボーナス併用可能。)
1回の償還額の上限	他の共済貸付金の償還額を含めて給料月額の10分の3以内	他の共済貸付金の償還額を含めて給料月額の10分の6以内
償還回数	各種別の限度の範囲内で、退職までの期間に関係なく希望する回数	毎月償還の償還回数の6分の1の範囲内で、希望する回数

#### 【1回の償還額試算方法】

- ① 公立学校共済組合(本部)トップページ ⇒ 事業案内「貸付」 ⇒ 資金を借りる ⇒ 貸付シュミレーション より試算
- ② 公立学校共済組合(本部)トップページ ⇒ 事業案内「貸付」 ⇒ 資金を借りる ⇒ 償還(返済) ⇒ 1回当たりの償還額 ⇒ 賦金率表 から試算

**【計算方法】**  $\text{申込金額} \times \text{希望する回数の賦金率} = \text{1回当たりの償還額}$  (1円未満四捨五入)

※試算する際の借入月(借入希望年月)は、貸付金送金月で設定してください。(誤って申込月等で試算すると、1回の償還額が合わなくなります。)

### (4) 貸付の制限

---

申込人が次のいずれかに該当する場合は、貸付を受けることができません。

- ① 生活費や借入金・クレジット払いの返済目的の申込み、投機的理由での申込み
- ② 申込月末までの組合員期間が6か月に満たない場合  
\*ただし、他共済等の期間が通算できる場合は、当初の採用年月日から数えることが可能。  
例)4月1日に採用された場合は、9月1日以降に貸付の申込みが可能となります。

### ③ 償還の確実性がない(次のⅠ～Ⅵに該当)場合

- Ⅰ 給与の差し押さえを受けている場合
- Ⅱ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない場合
- Ⅲ 破産申立てから破産手続開始決定までの間、又は破産手続開始決定後10年を経過していない場合
- Ⅳ 民事再生の申立てから再生計画認可決定の確定日までの間、又は民事再生計画認可決定の確定日後10年を経過していない場合
- Ⅴ 貸付保険事故者(ただし、規程違反により保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除きます。)
- Ⅵ その他、債権不履行に至る恐れのある事由(債務整理について弁護士等に相談している場合等)があると支部長が認めた場合

### ④ 全ての借入金の年間償還額が給料の4.8倍を超える場合

### ⑤ 当共済の借入金(住宅・住宅災害・介護構造部分に係る貸付けを除く)の未償還元利金の合計額が700万円を超える場合

### ⑥ 一般貸付について、貸付日の属する月の初日から起算して2年間を経過していないのに借換の申込みがあった場合

例)令和3年12月21日が一般貸付の貸付日の場合

令和3年12月1日～令和5年11月30日の間は借換えの申込みができません。

≪借換可能日≫ 令和5年12月1日

≪貸付日≫ 令和6年1月21日



## (5) 貸付申込書提出にあたっての留意事項

---

- ① 申込書等に記入漏れ、添付書類の不足等がないか再度確認のうえ御提出ください。
- ② 貸付申込書類一式は締切りに必ず間に合うよう御提出ください。
- ③ 不足書類の提出や書類の訂正等が速やかにできない場合は、翌月の貸付けとなることがあります。
- ④ 借用証書は古い様式になっていないか確認してください。(借用証書に詳しい利率の記載があるものは古い様式のため、使用できません。)

## (6) 貸付決定

---

審査の結果貸付けが決定した場合、申込月の翌月10日頃に次の書類を送付します。

- ① 貸付決定通知書
- ② 償還表 \*償還表は、償還終了まで大切に保管してください。
- ③ 完了報告書(通知と提出用様式) \*住宅関連貸付を申込んだ場合のみ送付。

## (7) 貸付日(貸付金送金日)

貸付金は申込月の翌月の21日(金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日)に申込人の指定口座(本人名義に限る)に振込みます。

## 4. 貸付利率

利率(年利)は変動金利で、現在の利率は下表のとおりとなります。利率の変動があった場合、既に貸付けを受け償還中の方も償還額が変更になります。

(令和5年8月現在)

種別	年利(A)	保険料充当金率(B)	実質利率(A)+(B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

## 5. 貸付保険

借受人は、貸付金を借り受ける際、組合と損害保険会社との間で契約している貸付保険の適用を受けることとなります。

### (1) 目的

この保険は、組合が貸付け(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)について、借受人に担保(連帯保証人、抵当権等の設定)を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償(債権の委譲)を求め、組合の債権保全と組合員の利便を図るためのものです。

### (2) 保険料の負担

① 平成19年3月以前の貸付け ⇒ 保険料は、組合が負担します。

② 平成19年4月以降の貸付け ⇒ 保険料の一部を借受人が負担します。

ア 借受人の保険料負担率 年利0.06% \*保険料負担率は今後変更される場合があります。

イ 徴収方法

上記アの負担率を貸付金の利率に加算し、毎月の給与及びボーナスから元金と合わせて徴収(控除)します。



## 6. 団体信用生命保険制度

### (1) 制度の概要

---

障害特約付団体信用生命保険及び債務返済支援保険とで構成されています。

#### ① 障害特約付団体信用生命保険(以下「団信」という。)

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け又は教育貸付けの借受人が、貸付償還中に死亡又は高度障害若しくは障害共済年金1級認定となった場合に、残存債務の一切の支払を生命保険会社に求め、借受人又は相続人(遺族)の債務を消滅させることにより、組合の債権の保全と組合員又は相続人(遺族)の利便性を図ることを目的としたものです。

#### ② 債務返済支援保険

団体信用生命保険の特約として実施する制度で、住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け又は教育貸付けの借受人が、償還途中で病気や障害又は所定の精神障害により就業できなくなった場合に、1回あたりの償還金相当額を毎月当該組合員に支払い、家計を圧迫することなく債務の弁済を確実にを行い、組合員とその家族に安心感を付与する制度です。

### (2) 団信の加入方法

---

団信制度加入を希望する場合は貸付申込時又は中途加入時に団信申込書を当支部あてに提出してください。(貸付未償還元金が50万円未満を除く。)

### (3) 団信制度適用申込時の留意事項

---

- ① 「団信制度適用申込の手引」で保険内容を十分確認したうえで申込みをしてください。
- ② 申込書は「団信制度適用申込の手引」の申込書記入例に従い、記入、押印してください。  
特に次の事項を確認してください。
  - ア 太枠部分の記入もれがないか
  - イ 押印は全て金融機関届出印か
  - ウ 押印必要箇所の押印もれ(2枚目以降の押印もれ)がないか
  - エ 債務返済支援保険の「適用・非適用」の意思表示がされているか
- ③ 団信適用申込書は6枚複写になっており、6枚目以降は本人控えのため、お切り取りの上、大切に保管してください。
- ④ 借換えをした場合、団信の加入は引き継がれません。引き続き、加入を希望する場合は再度適用申込書を提出してください。

### (4) 保険料充当金の徴収方法について

---

- ① 毎年1回、借受人の指定する金融機関の口座から1年分の保険料充当金を一括して自動的に引落とします。



- ② 退職による即時償還や全額繰上償還等により債務の弁済が行われた場合は、未経過分の保険料充当金を指定口座に還付することになりますので、還付金が振込まれるまで指定口座の解約はしないでください。

## (5) 保険金請求の手続き

### ① 団信

保険金請求に係る手続きは千葉支部が行います。借受人が貸付金の償還中に死亡又は高度障害若しくは障害共済年金1級認定となった場合は、速やかに千葉支部貸付班に連絡してください。

### ② 債務返済支援保険

保険金請求に係る手続きは借受人が直接、請求相談センター(連絡先は「団信制度適用申込の手引」をご覧ください。)に連絡し、請求相談センターの指示に従ってください。



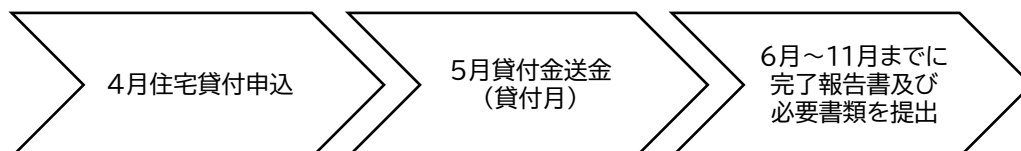
団信は、貸付限度額が高額な住宅関連貸付及び教育貸付に適用されるケロ！  
申込金額が高額な場合は、万が一の備えとして入っておくのもいいかもしれないケロ。

## 7. 住宅貸付等の借受後に行う報告

- (1) 完了報告書 \*貸付月の翌月から6か月以内に報告してください。

住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けについては、新築等の完了後、速やかに「完了報告書」(様式第7号)に次に掲げる必要書類を添付して提出してください。当該貸付金の用途を確認します。(必要書類は次頁参照。)

【例】5月住宅貸付を受けた場合の完了報告書類の提出期限



書類の提出が遅い場合は、お電話にて連絡させていただきます。

## ① 必要書類

申込事由	必要書類
住宅の新築 <b>A</b> 増改築又は移築 <b>B</b> の場合	所有権保存登記後の建物全部事項証明書(原本)
住宅の修理、車庫・倉庫等の新設等、 または10㎡未満の増改築の場合 <b>C</b>	領収書の写し
土地付住宅購入の場合 <b>D</b>	所有権移転登記後の建物と土地の全部事項証明書(原本)
マンション購入の場合 <b>E</b>	所有権保存登記後の建物全部事項証明書(原本)
住宅借入の場合 <b>F</b>	領収書の写し
敷地購入(更地)の場合 <b>G</b>	所有権移転登記後の土地全部事項証明書(原本)
敷地購入(底地)の場合 <b>H</b>	所有権移転登記後の建物と土地の全部事項証明書(原本)
敷地借入(更地) <b>I</b> 敷地借入(底地) <b>J</b> 敷地補修 <b>K</b> の場合	領収書の写し
住宅のみ購入の場合 <b>L</b>	所有権移転登記後の建物全部事項証明書(原本)
他の共済組合への返済の場合 <b>M</b>	領収書の写し

※独立行政法人都市再生機構又は地方公共団体等から購入の場合、領収書の写しを添付。

※申込事由がG・H・Iの場合は、住宅建築報告書の提出も必要です。(詳細は8頁)

※上記以外の申込事由の場合は当支部にお問い合わせください。

## ② 提出期限 貸付月の翌月から6ヶ月以内

## ③ 留意事項

ア やむを得ない事情により、完了報告が遅延する場合は、「完了遅延承認申請書」(様式第2号)を提出してください。

イ 住宅貸付けと介護構造部分に係る貸付けが同じ申込事由かつ同じ貸付日の場合に限り、介護構造部分に係る貸付け分の完了報告書の添付書類は省略できます。

ウ 同じ物件について夫婦で完了報告書を提出する場合は、それぞれの完了報告書を同封することにより添付書類は1部でよいものとします。

エ 貸付日以前に所有権が借受人等に移転している場合は、別に領収書の写しを添付ください。

オ 完了報告書にある「完了年月日」の日付は次の(Ⅰ)・(Ⅱ)のとおり記載してください。

(Ⅰ)必要書類が「登記事項証明書」の場合

登記の受付年月日を記入してください。

(Ⅱ)必要書類が「領収書の写し」の場合

領収日(金融機関から振込みの場合は振込日)を記入してください。

カ 完了報告書が未提出の場合は、住宅借入金(取得)等特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は発行できません。

## (2) 住宅建築報告書

住宅の敷地のみを購入又は借入れするために住宅貸付け等を借り受けた場合は、貸付日から5年以内に当該敷地に住宅を建築し、居住しなければなりません。

住宅の建築完了後、速やかに「住宅建築報告書」(様式第8号)に必要な書類を添付して提出してください。

### ① 必要書類

- ・建物の全部事項証明書(原本)
- ・住民票(原本)



住宅が完成したら、忘れず報告するケロ！

### ② 留意事項

住宅建築報告書が未提出の場合は、住宅借入金(取得)等特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は発行できません。

## 8. よくある質問 (Q&A)

### Q&A

Q1. 支払い後に貸付を申込み場合、支払い日から1か月以内とあるが、具体的には、いつからいつまでの間になるのか？

A1. 支払日(領収書等に記載されている日付)から申込日(申込書記載日)までが1か月以内であれば申込可能です。

【例】5月12日支払いをした場合は、申込日が6月12日までなら貸付対象となります。

5月12日(支払日) ⇒ 6月12日(申込日) ⇒ 6月14日(所属長証明日) ⇒ 6月15日(支部受付日)

支払日から申込日までが1か月以内のため貸付可能！(申込日が6月13日だった場合は×)

Q2. クレジットカード払いやローンの返済に対して、貸付はできるのか？

A2. 借金の返済にあたるため、貸付はできません。

Q3. 退職まであと1年になるが、償還回数はどう設定すればいいのか？

A3. 償還回数は、残在籍年数に関係なく、償還限度回数まで設定できます。  
退職時に未償還金が残っていた場合は、退職手当から全額控除します。

Q4. 過去に市町村教育委員会に転出したことがあるが、組合員資格取得日は共済組合へ転入した日からと考えていいのか？

A4. 他共済等の任用期間が1日も空いていない場合は、当初の採用年月日となります。